

スポーツを
信じる。

スポーツ
振興資金
ご寄付の
お願い



bokin@obirin.ac.jp



桜美林大学
J. F. Oberlin University

毎年毎年、まったく新しい挑戦が始まる。

まさに、終わりのないチャレンジングスピリット。

学生スポーツは、絆、努力、悔しさ、喜び、

様々なことを学ぶことができる大切な教育の一つ。

学業といずれも怠りなく取り組むことで、真の人間性を高められると信じています。

また、スポーツはOB・OGや保護者の皆様、支援者の方々、大学の教職員など、

桜美林大学を取り巻くあらゆる人々の心を一つにまとめる大きな力も持っています。

さらに、少子化が叫ばれている昨今、

何らかのスポーツにおいて桜美林大学の名を轟かすことができれば、

大きなブランディング活動につながるということも大切な要素となっています。

学生たちは、次の壁を超えるべく、今日も弛まない努力を重ねています。

おかげさまで、近年、素晴らしい活躍をする学生も増え、

指定した「特別強化クラブ」においては目覚ましい実績も出てきました。

それでもまだまだ道は半ばであり、

これからも新たな挑戦をし続けていかななくてはなりません。

今後も各クラブの一層の強化充実を図り、

体育会全体のレベルアップにつなげるための

「スポーツ振興資金」への皆様の積極的なご支援を、

こころよりお願い申し上げます。

スポーツ振興資金

【大学/特別強化クラブ】

■野球部

2018年度実績 首都大学野球連盟 秋季1部リーグ戦 第4位
 2019年度目標 全日本大学野球選手権大会 優勝(大学日本一)
 2021年度目標 全日本大学野球選手権大会 優勝(大学日本一)

■陸上競技部 駅伝チーム

2018年度実績 第95回東京箱根間往復大学駅伝競走予選会
 総合 21位 桜美林大学(11時間 06分 16秒)
 個人 1位 レダマ・キササイ(1時間 44秒)
 2019年度目標 箱根駅伝出場 予選会(10位以内)
 関東インカレ 10名以上出場
 全日本大学駅伝 予選会出場
 2021年度目標 箱根駅伝出場(シード権獲得)

■弓道部

2018年度実績 第66回 全日本学生弓道選手権大会 男子団体 準優勝
 2019年度目標 男女 全日本学生弓道王座決定戦 優勝
 2021年度目標 王座アベック優勝

■アメリカンフットボール部

2018年度実績 関東学生アメリカンフットボール連盟1部BIG8 2位
 2019年度目標 関東学生アメリカンフットボール連盟1部BIG8 優勝
 チャレンジマッチ勝利 最上位リーグ 1部リーグ TOP8 昇格
 2021年度目標 学生日本一

■チアリーディング部

2018年度実績 第30回日本学生チアリーディング選手権大会
 DIVISION1 第7位
 2019年度目標 関東NO.1、全国5位入賞
 2021年度目標 JAPAN CUP 日本選手権大会 優勝

■ソングリーディング部

2018年度実績 ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2018 決勝
 Jazz部門 第2位
 Pom部門 第4位
 2019年度目標 王座奪還
 2021年度目標 国内大会優勝
 世界大会出場権獲得

■バレーボール部

2018年度実績 関東大学バレーボール連盟2部リーグ
 女子 春季リーグ 優勝 1部リーグ昇格
 2019年度目標 女子:関東大学1部リーグ戦 6位以上(12チーム中)
 東日本大学バレーボール選手権 ベスト8
 男子:関東大学3部リーグ戦 優勝 2部昇格(12チーム中)
 2021年度目標 関東大学バレーボール連盟1部リーグ リーグ戦優勝

募集要項

| | |
|---------------------|---|
| 目標金額 | 1億円(※教育環境の整備・充実、奨学金基金及びスポーツ振興資金(高校・中学)とあわせて目標金額) |
| 受付期間 | 2019年4月1日～2020年3月31日 |
| 募集金額 | 一口1万円 ※できましたら、複数口の寄付をお願いいたします。任意の金額もありがとうございます。 本基金は、本学園を支える制度です。できる限り長く継続的にご支援いただけますと幸いです。 |
| 申込み方法 及び 振込方法 | ①専用振込用紙での送金 同封の振込用紙をご利用になり、最寄りの金融機関からお振り込みください。 指定の銀行本・支店間または郵便局をご利用の場合、手数料は不要です。 現金書留によるご送金や窓口でもお受けいたします。 ②インターネット利用による送金 本学園ホームページ上にある専用ページからWebを利用した クレジットカード等による決済も可能です。 詳細は学園ホームページをご参照願います。 URL: https://www.obirin.jp/ または、「桜美林学園募金活動」で検索 |
| 寄付金控除の ご案内 | 2千円を超える金額をご寄付いただきますと、特定公益増進法人に対する寄付金として、 所得税法に基づき寄付金控除の対象とすることができます。また、他の特定公益増進法 人に対する寄付を行った場合、合算した金額を寄付金控除の対象とすることができます。 寄付金控除の詳細については「税制上の優遇措置」をご参照ください。 |
| 個人情報の保護 | ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報は「桜美林学園プライバシーポリシー」により、 適切な保護に努めます。 |
| お問い合わせ先 | 〒194-0294 東京都町田市常盤町3758 学校法人 桜美林学園 校友課 TEL:042-797-9917 FAX:042-797-3897 E-mail:bokin@obirin.ac.jp |

税制上の優遇措置

この寄付金は寄付金控除(還付・減免)の措置が受けられることになっております。

平成23年度税制改正により、それまでの所得控除制度に加え、新たに税額控除制度が導入されました。本学園は文部科学省より「税額控除」の対象法人である証明を受けております。この制度は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して多くの方において減税効果が大きくなります。

確定申告時に所得控除制度と税額控除制度のうちどちらか一方を選択することができます。寄付金控除により還付・減免される所得税や正確な税率は、税務署にお問い合わせください。

①税額控除制度(税額控除に係る証明書使用)

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額について以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額} (\text{所得税額の} 25\% \text{が限度})$$

※税額控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

②所得控除制度(特定公益増進法人であることの証明書使用)

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額についてその年の課税所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

※所得控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

寄付金控除の手続

寄付をしていただきました翌年の確定申告で税額控除と所得控除のどちらかを選択し、本学園発行の「領収書」と「税額控除に係る証明書(写)」あるいは「特定公益増進法人証明書(写)」を添えて手続きをしてください。ただし、金額等を訂正されたものは無効です。年末のご入金については、領収書の発行日付の取扱いにより、翌年の確定申告ができない場合がありますのでご留意ください。なお、年末における領収書発効日の取扱いにつきましては、各金融機関により異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。クレジットカードによる決済(インターネット上での決済)、コンビニ決済およびPay-easy決済(インターネットバンキングによる口座引き落とし)をご利用いただく場合は、本学園への着金日が受領日となります。着金までの手続きに2ヶ月程度要することもありますので、特にご留意ください。

寄付控除額の優遇措置(所得控除額は目安ですのでご了承ください。)

○税額控除の場合

| 寄付金額 | 課税所得金額 | | | |
|------|--------|---------|---------|---------|
| | 300万 | 500万 | 1,000万 | 1,500万 |
| 1万円 | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 3,200 |
| 3万円 | 11,200 | 11,200 | 11,200 | 11,200 |
| 5万円 | 19,200 | 19,200 | 19,200 | 19,200 |
| 10万円 | 39,200 | 39,200 | 39,200 | 39,200 |
| 20万円 | 51,600 | 79,200 | 79,200 | 79,200 |
| 30万円 | 51,600 | 119,200 | 119,200 | 119,200 |
| 50万円 | 51,600 | 146,100 | 199,200 | 199,200 |

○所得控除の場合

| 寄付金額 | 課税所得金額 | | | |
|------|--------|---------|---------|---------|
| | 300万 | 500万 | 1,000万 | 1,500万 |
| 1万円 | 800 | 1,600 | 2,700 | 2,700 |
| 3万円 | 2,900 | 5,700 | 9,400 | 9,400 |
| 5万円 | 4,900 | 9,800 | 16,200 | 16,200 |
| 10万円 | 10,000 | 20,000 | 33,000 | 33,000 |
| 20万円 | 20,200 | 40,400 | 66,700 | 66,700 |
| 30万円 | 30,400 | 60,900 | 100,400 | 100,400 |
| 50万円 | 50,800 | 101,700 | 167,800 | 167,800 |

※課税所得金額とは、総所得金額等の合計額から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

※寄付金控除額は確定申告により還付される金額のことをいいます。

※所得税の税率は、2019(平成31)年1月1日現在の法令によります。

法人の減免税措置(受配者指定寄付金制度)

法人からの寄付金につきましては、法人税法に基づいて、当該事業年度の損金に算入することができます。

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を通じて寄付者が本学園を受配者に指定し、ご寄付いただく制度です。私学事業団への諸手続きは本学園で行います。つきましては、所定の寄付金申込書のほか、私学事業団宛の寄付金申込書が必要となりますので、予め本学園募金担当までご連絡ください。なお、損金算入には、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となりますが、寄付金の受領日は私学事業団の受領日(入金日)となりますので、当該事業年度に損金算入を予定されている場合はご注意ください。諸手続きの関係上、寄付金申込書受理後、「寄付金受領書」のお届けまでに1か月半程度の日数を要します。